補助金等支給規程

神奈川県電子電気機器健康保険組合補助金等支給規程

（目　的）

第１条　この規程は、神奈川県電子電気機器健康保険組合（以下「組合」という。）で定める次条の補助金の、請求及び支払手続きについて円滑に実施することを目的とする。

（規程の範囲）

第２条　本規程の適用は次の組合規程とする。

（１）組合健康診査等補助金支給規程

（２）組合人間ドック等補助規程

（３）組合歯科健診補助金支給規程

（４）組合インフルエンザ予防接種補助金支給規程

（補助金請求）

第３条　補助金の請求については、次のとおりとする。

（１）補助金の申請をおこなう場合、別に組合の定める支給申請書に第２条による組合規程に定める書類を添付のうえ申請をおこなうものとする。

（２）前号の申請は事業主がおこなうものとする。

（支給方法）

第４条　支給方法については、組合一部負担還元金支給規程第３条を準用するものとし、事業主より届出の「保険給付金等受領委任届」に基づき受任者あて支払をおこなう。

（適用除外）

第５条　任意継続被保険者に対し支給すべき補助金については本規程の適用はおこなわない。

２．第２条（２）に定める人間ドック等補助金において、組合と受診機関において別途補助金支給にかかる契約を締結している場合は、第４条を適用しない。

附　　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。